

内閣衆質一八六第一四六号

平成二十六年五月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明 殿

衆議院議員辻元清美君提出集团的自衛権の解釈に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



衆議院議員辻元清美君提出集団的自衛権の解釈に関する質問に対する答弁書

一及び二について

現時点で、集団的自衛権に関する政府の憲法解釈は従来どおりである。

他方、集団的自衛権の問題については、現在、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）において、前回の報告書が出されて以降、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増していることを踏まえ、我が国の平和と安全を維持するためどのように考えるべきかについて検討が行われているところであり、政府としては、懇談会から報告書が提出された後に、対応を改めて検討していく考えである。

三について

お尋ねの「集団的自衛権の行使を認めていない国」の趣旨が必ずしも明らかではないが、例えば、スイス連邦及びオーストリア共和国は、集団的自衛権の行使を想定していないと承知している。

